

○村上市議会議員定数条例

平成 23 年 3 月 28 日

条例第 26 号

村上市議会議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により 26 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

「別 記」

平成 31 年村上市条例第 号

村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例

村上市議会議員定数条例（平成 23 年村上市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。
本則中「26 人」を「22 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の村上市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される村上市議会議員一般選挙から適用する。